

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県家畜改良増殖法施行細則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（23件）（漁業管理課）	2
○道路の区域変更（道路課）	6
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	6
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	7
正 誤	
○正誤（令2・11・27付け 告示）	8

規 則

高知県家畜改良増殖法施行細則をここに公布する。
 令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第1号

高知県家畜改良増殖法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）を施行するため、法、家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号。次条において「政令」という。）及び家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（書類の経由）

第2条 法、政令又は省令の規定により農林水産大臣又は知事に提出する書類は、全て当該提出する者の住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

（家畜人工授精用精液の採取回数）

第3条 法第12条第1項ただし書の規定により知事が定める家畜人工授精用精液を採取する回数は、1年につき10回とする。

（家畜人工授精所の開設の許可証）

第4条 省令第33条に規定する家畜人工授精所の開設の許可証は、別記様式によるものとする。

（家畜人工授精所の種畜の規格）

第5条 法第27条の規定により知事が定める家畜の規格は、省令第7条に規定する種畜の等級のうち、特級、一級又は二級とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

家畜人工授精所開設許可証

第 号
年 月 日

開設者 住所（所在地）

氏名（名称） 様

家畜改良増殖法第24条の規定により、家畜人工授精所の開設について下記のとおり許可
します。

高知県知事 

記

1 家畜人工授精所の管理番号

2 開設の許可年月日

3 家畜人工授精所の名称

4 家畜人工授精所の所在地

5 家畜の種類

6 家畜人工授精所の業務の別

告 示

高知県告示第41号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
訪問看護ステーションなかやま 安芸郡安田町大字安田1847番地 令3・1・4
楽校

高知県告示第42号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市 米 倉 忠 彦
" 長 岡 友 久
" 橋 本 太 郎 二

(2) 加入区の名称

佐喜浜町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合佐喜浜町支所

高知県告示第43号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市	西 田 豊 稲
〃	小 松 伸 稔
〃	大 黒 宗 一

(2) 加入区の名称
椎名加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合椎名支所

高知県告示第44号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市	戎 井 聡
〃	戎 井 照 輔
〃	松 沢 孝 徳

(2) 加入区の名称
三津加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合三津支所

高知県告示第45号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市	小笠原 仁 司
〃	田 内 雄 二
〃	山 下 廣 長

(2) 加入区の名称
高岡加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合高岡支所

高知県告示第46号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市	山 田 高 雄
〃	畠 中 祐 治
〃	吉 岡 浩 輔

(2) 加入区の名称
室戸岬加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合室戸岬支所

高知県告示第47号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定

漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

室戸市	山 川 奉 明
〃	藤 原 一 成
〃	山 崎 英 義

(2) 加入区の名称
室戸加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合室戸統括支所

高知県告示第48号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡奈半利町	畠 中 憲 一
〃 〃	松 本 淳
〃 〃	谷 岡 陽 平

(2) 加入区の名称
加領郷加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合加領郷支所

高知県告示第49号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、

で、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡安田町 寺 尾 健 二
 " " 長 町 爾
 " " 池 内 健 二

(2) 加入区の名称

安田町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合安田町支所

高知県告示第50号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸市 渡 辺 孝 雄
 " 前 田 嘉 広
 " 岡 村 一 平

(2) 加入区の名称

穴内加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合穴内支所

高知県告示第51号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112

条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高知市 池 川 一 彦
 " 山 地 朝 之
 " 坂 上 進 一 郎

(2) 加入区の名称

御豊瀬加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合御豊瀬支所

高知県告示第52号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高知市 山 本 竣 民
 " 柿 本 洋 一
 " 森 田 千 秋

(2) 加入区の名称

高知市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合浦戸統括支所

高知県告示第53号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項

の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高知市 森 沢 忠 弘
 " 土 居 勝 彦
 " 小 島 誠

(2) 加入区の名称

春野町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

春野町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所

春野町漁業協同組合

高知県告示第54号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

土佐市 森 岡 英 朗
 " 森 岡 理 恵
 " 森 岡 禎 二

(2) 加入区の名称

新居加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合新居支所

高知県告示第55号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

土佐市	奥 田 浩 二
〃	久 保 英 志
〃	村 松 英 一

(2) 加入区の名称

宇佐加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合宇佐統括支所

高知県告示第56号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

須崎市	山 口 貞 義
〃	早 渕 隆 夫
〃	西 村 信 彦

(2) 加入区の名称

久通加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合久通支所

高知県告示第57号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

須崎市	橋 詰 隆 将
〃	梅 原 博 幸
〃	長 山 庄 作

(2) 加入区の名称

須崎釣加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

須崎釣漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所

須崎釣漁業協同組合

高知県告示第58号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

高岡郡中土佐町	浪 上 弘 幸
〃 〃	浪 上 幸 夫
〃 〃	又 川 幸 男

(2) 加入区の名称

久礼加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合久礼支所

高知県告示第59号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡黒潮町	奥 田 牧 男
〃 〃	明 神 好 久
〃 〃	今 村 文 夫

(2) 加入区の名称

佐賀町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合佐賀統括支所

高知県告示第60号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

四万十市	部 府 良 久
〃	東 貞 男
〃	安 岡 一

(2) 加入区の名称

下田加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

下田漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所
下田漁業協同組合

高知県告示第61号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和3年1月22日
高知県知事 濱田 省司

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
土佐清水市 岡 林 昌 士
" 島 中 健 一
" 村 田 守 正
(2) 加入区の名称
以布利加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
令和3年1月22日から同年2月5日まで
(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合以布利支所

高知県告示第62号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和3年1月22日
高知県知事 濱田 省司

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
土佐清水市 中 嶋 和 男
" 山 下 盛 行
" 山 下 征 一
(2) 加入区の名称
窪津加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
窪津漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間

令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所
窪津漁業協同組合

高知県告示第63号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和3年1月22日
高知県知事 濱田 省司

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
土佐清水市 問 可 柁 善
" 有 田 忠 男
" 泉 谷 宏 幸
(2) 加入区の名称
清水加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧
(1) 縦覧期間
令和3年1月22日から同年2月5日まで
(2) 縦覧場所
高知県漁業協同組合清水統括支所

高知県告示第64号
漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和3年1月22日
高知県知事 濱田 省司

1 届出事項
(1) 発起人の住所及び氏名
宿毛市 松 澤 文 香
" 久 保 純 一
" 石 黒 弘 喜
(2) 加入区の名称
藻津加入区
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
藻津漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
令和3年1月22日から同年2月5日まで

(2) 縦覧場所
藻津漁業協同組合

高知県告示第65号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和3年1月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年1月22日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道
2 路 線 名 旭停車場
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市旭駅前町字南カグソ1576番2から高知市旭町二丁目字カヤリハタ49番3まで	前	11.5 }	287 23.1
高知市旭駅前町字南カグソ1576番2から高知市旭町二丁目字カヤリハタ50番3まで	後	16.0 }	290 42.3

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。
令和3年1月22日
高知県知事 濱田 省司

1 都市計画の種類
高知広域都市計画生産緑地地区
2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月22日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第1号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

「寡婦・特別の寡
婦・寡夫 ）」

を

「寡婦
ひとり親 ）」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令2・11・27	10292	○告示	4	中 (12)	間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。	間伐に係る森林は、次のとおりとする。